

## 福井県報

号外第83号  
令和5年  
8月31日(木)  
火曜日発行

## 告示

— 目次 —

○指定納付受託者の指定(三五五・年縞博物館)……………1  
○福井県年縞博物館の観覧料の徴収事務委託(三五六・同)……………1

## 告示

## 福井県告示第355号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同法第231条の2の3第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年8月31日

福井県知事 杉本 達治

1 指定納付受託者の名称および住所

株式会社JTB

東京都品川区東品川二丁目3番11号

2 指定した日

令和5年8月31日

## 福井県告示第356号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、北陸デスティネーションキャンペーンの三方五湖周遊チケット発行に係る福井県年縞博物館の観覧料の徴収の事務を委託したので、同令第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年8月31日

福井県知事 杉本 達治

1 受託者の名称および住所

三方郡美浜町郷市二十五号25番地

三方五湖広域観光協議会

2 委託事務の内容

北陸デスティネーションキャンペーンの三方五湖周遊チケット発行に係る福井県年縞博物館の観覧料の徴収の事務

3 委託期間

令和5年8月31日から令和6年3月31日まで

4 徴収の方法

観覧券による。

令和五年八月三十一日発行  
発行人 千九一〇―八五八〇 福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県